

防衛大学校の内部組織に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第60号）第16条の規定に基づき、教務部教養教育センターの教育部門の分掌を次のように定める。

平成27年4月10日

防衛大学校長 國分良成

教務部教養教育センターの教育部門の分掌を定める達

（基礎教育部門）

第1条 基礎教育部門においては、広い視野・科学的な思考力の涵養に留意し、次の各号に掲げる業務をつかさどる。

- （1）人文科学系教養教育に関する事。
- （2）社会科学系教養教育に関する事。
- （3）自然科学系教養教育に関する事。
- （4）現代科学系教養教育に関する事。
- （5）文理交差教育に関する事。

（国際教育部門）

第2条 国際教育部門においては、グローバルに活躍する人材の基礎教育のため、次の各号に掲げる業務をつかさどる。

- （1）言語文化系教養教育に関する事。
- （2）eラーニングによる英語系教養教育・グローバルコミュニケーションに関する事。
- （3）TOEIC等英語資格試験教育に関する事。
- （4）地域研究系教養教育に関する事。
- （5）国際関係論系教養教育に関する事。
- （6）国際交流プログラムに関する事。

（学際教育部門）

第3条 学際教育部門においては、学群学科の枠を超えて単位修得可能なテーマ型の教育プログラムを構築し新たな高みを目指すため、次の各号に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 危機管理プログラムに関すること。
- (2) 安全科学プログラムに関すること。
- (3) 生命科学プログラムに関すること。
- (4) 新たな教育プログラム及び関連科目の開発に関すること。

(リーダーシップ教育部門)

第4条 リーダーシップ教育部門においては、社会の指導層に求められる豊かな人間性と確かな人格力の形成に留意し、次の各号に掲げる業務をつかさどる。

- (1) チームワーク及びリーダーシップの基礎に関すること。
- (2) 倫理と法・モラルに関すること。
- (3) セルフマネジメント及びソーシャルマネジメントに関すること。
- (4) 職業倫理及びコンプライアンスに関すること。
- (5) グループワーク等アクティブラーニングに関すること。

(リテラシー教育部門)

第5条 リテラシー教育部門においては、情報リテラシー及び情報発信力の向上を目的として、次の各号に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 基礎ゼミナールに関すること。
- (2) 文献・資料等の情報検索・分析に関すること。
- (3) アカデミックライティングに関すること。
- (4) 国語あるいは他の言語を用いた表現力向上に関すること。

(委任規定)

第6条 この達に定めるもののほか、教養教育センターの教育部門に関し必要な事項は、教養教育センター長が防衛大学校長の承認を得て定める。

附 則

この達は、平成27年4月10日から施行する。